

私達が『こんなふうには働きたい!』
の声をあげていきましょう。働
く環境は自分たちの手で!

組合に入りましょう

写真をネット上に公開することの危険性

金沢大学は研究紹介データベースで、教員の顔写真を公開するとのことである。そのための写真は、わざわざプロの写真家に依頼して撮影した事をご存知の通りである。教職員の給料を減額した金は、この費用にも充てられたのであろう。しかしそのような鮮明な顔写真をネット上に公開すると、ペーパーによる公開とは異なり、いくつかの重大なリスクが生じることになる。

まず第1に、顔写真は重要な個人情報である。銀行やパスポートなど、顔写真で本人確認をする場面は多い。ネット上のデジタル顔写真には、世界中の不特定多数の人がアクセスできる。悪意のある人によってそれらが入手され、本人確認に使われる書類の偽造に使われる可能性がある。

第2に、顔写真によって当人の職業、職場、素性などが知られることによるリスクがある。特に、金沢大学には若く美しい女性教員も多い。職場や通勤路が特定され、ストーカー行為や犯罪を誘起する可能性がある。男性教員も、危険でないとは言えない。大学教員は安定した高給取り（事実かどうかはともかく）と見なされ、職場や自宅が特定されると、犯人に狙われる可能性がより高くなる。

第3は、自分の鮮明な顔写真が公開されること自体に対する嫌悪感を起こすリスク

である。研究の紹介は文字情報で十分に出来るし、顔で研究するわけではない。自分の顔写真が興味本位で世界中の不特定多数の人に見られることに、強い嫌悪感を持つ人は多いと思われる。ネット上では各種の画像や映像がおもしろおかしく流れていて、顔写真がそのようなことに利用される可能性がある。

もし、金沢大学がネット上に顔写真を公開するなら、それによって引き起こされる結果に責任を持つ覚悟があるのかと問いたい。顔写真が本人確認の場で悪用された場合、それを公開した金沢大学に弁償責任があるのは当然である。教員がストーカー行為や犯罪に巻き込まれた場合には、金沢大学にもその被害を弁償する責任が生じる。特に顔写真公開を決定した理事会の理事達には、個人責任も負ってもらわなければならない。

以上のように、不必要に鮮明な顔写真のネット上公開は無用なリスクを生じるので、中止すべきである。
(一教員)



医薬保健研究域長, 病院長あて要求書を提出

大会の討議を受け、下記項目で要求書を提出。早急に交渉に応ずるよう要請いたしました。

2009年12月9日

金沢大学医薬保健研究域長
山本 博 殿

金沢大学教職員組合医学系四分会
執行委員長 中島 廣志

私たちは、四分会大会等での討論を通じ以下のように要求をまとめました。これらの項目に対し誠実に回答いただけるように早期の交渉を申し入れます。

要 求 書

1. 任期制を廃止すること。現職教員に任期付き任用への同意を強制しないこと。任期の再任審査の結果について情報公開をすること。他に、任期に関する規則に変更をする場合は、規定に従い、遅滞なく、あらかじめ公表すること。
2. 調整額を付けるべき教員には必ず付けること、および現在付いている調整額を外さないこと。
3. ハラスメントを防止すること。
4. 3年任期制のフルタイム職員の3年制限を廃止すること。常勤を希望する非常勤職員を常勤職員にすること。
5. パートタイム職員への一時金を支給すること。現場での経験年数に応じて時給を引き上げること。
6. 教職員の子育てに重要な役割を果たしているつくしんぼ保育所の充実に便宜を図ること。

金沢大学教職員組合

新年会

日時 2009年1月23日(金) 午後7時～
会場 KKR ホテル金沢 **会費は2000円です。**

◎楽しいゲームなど企画も盛りだくさん
◎2009年3月末退職者の集い(該当の方はご招待)
◎詳細は次回ニュースにてお知らせいたします

教職員共済

～ご退職後の教職員共済ご活用説明会～

◆日時: 1月19日(火) 17:30～19:00

◆場所: 角間組合事務所

※12時～17時まで個別相談を承ります。ご都合の良いお時間に角間組合事務室までおいでください。事前にご希望時間をお知らせ願います。

※教職員共済生協から、ご退職後の生活について、共済商品継続ご利用ならび生活設計のご提案をいたします。ご退職がまだ数年後の方も、いままで教職員共済のご利用のない方も、どうぞお気軽にご参加ください。

病院宛要求書

2009年12月9日

国立大学法人金沢大学

学長 中村 信一 殿

附属病院

病院長 富田 勝郎 殿

看護部長 小藤 幹恵 殿

金沢大学教職員組合医学系四分会

執行委員長 中島 廣志

特定機能病院として安全で安心な医療を提供するため、また安心して働き続けることができるよう労働条件の改善を要求します。以下の項目に対し誠実に回答いただけるように早期の交渉を申し入れます。

要 求 書

1. 超過勤務の縮減のため、PHSやパソコン等の台数を増やすなど、業務整備をすること。各種の業務にかかわる研修会、委員会、機器の説明会を勤務時間内に行い、やむを得ず時間外に出席した場合は超過勤務として申請させ、手当を、全額支給すること。
2. 有給休暇を、年20日の取得に必要な人数に増員すること
3. 夜間看護手当を増額すること。
4. 長期研修、産休、病休、介護休暇等の代替要員の予算措置を確保し、該当者が生じた場合は速やかにフルタイムの要員で代替すること。
5. 病院内に組合の掲示板を複数箇所設置すること。
6. 看護職員等、病棟に近い駐車場を確保すること。今後の見通しについて説明すること。
7. 業務上の研修における経費を保障すること。
8. 妊娠者に対して、夜勤免除、休日勤務免除、超過勤務免除等の制度をパンフレットで速やかに知らせること。
9. 外来診療充実の為、外来専属の看護師を複数で配置をすること。
10. 全ての病棟にフルタイムの看護助手を複数配置すること。
11. 40歳以上の2級在職者の付加業務を評価し全員をチームリーダー的に位置付け、職名に関わり無く3級に昇格させ2級のままの退職者を出さないこと。
12. 非常勤医療技術職員の任期制を廃止すること。常勤職員として採用すること。
13. 患者サービス低下に繋がる外注化、人材派遣社員の拡大は行なわないこと。導入されている分野について、同じ職場で働く職員に対し、契約内容を周知させること。
14. 新入職員オリエンテーションにおいて組合説明の機会を保障すること。
15. 病院に働くものの子育てに重要な役割を果たしているつくしんぼ保育の充実に便宜を図ること。



病院長・看護部長宛の要求書項目について

アンケートなどで、みなさまからお寄せいただいた生の声を要求書に反映させました。

要求項目 1 6月に実施したアンケートでも、『残業しても、研修に参加しても残業減らせ！減らせ！』のコールの中で、申請しにくい環境にあり、80%以上の方がサービス残業しているとの結果が出ています。

(アンケート結果は8月、各病棟に配布済)

以下*は全大教アンケートの金大自由記述より一部抜粋

- *超過勤務をする者が悪いという職場風土になっている。超過勤務を届けられない状況にあるのは問題ではないだろうか。
- *安全や倫理といった絶対参加しなくてはいけない時間外研修は超勤にして欲しい。
- *業務の流れ的に、8時30分ちょうどに来て仕事を開始すると遅れ遅れになって仕事が終わらない。
- *業務時間変更に伴って夜勤と日勤の重なる時間が短くなり現実的に難しい。8時ごろから申し送りをしているのが現状。
- *「早く帰れ」といわれ、落ち着いて記録できない。
- *18時間勤務は肉体的にハード。休憩できるときはよいが、患者に急変などあれば実際できない。求められるものが多く(研修、委員会のかけ持ち病棟での係りなど)時間外労働が多い。こういう状況なのに超勤減を競うイベントなど行い、理解できない。

要求項目 2 病院側は年休を10日消化できるよう人数配置したと言っていますが、現実年休はとりにくい状況です。



*準夜→日勤を廃止して欲しい。準夜が1時に終わり、朝から勤務は辛すぎる。年休は完全消化にして欲しい。

*有給休暇を確実に取りたい。有給を希望しても、その日公休にされてしまう。日深はとも

かく、準日が辛すぎるので廃止して欲しい。

要求項目 3 国立病院機構、医療センターでは今年4月より夜勤手当を引き上げました。

準夜 2900円を→3200円

深夜 3300円→3700円

準夜深夜 6800円→7600円

私たちは、法人化され、独立した給与システムのはずなのに、人勤準抛ということで給与もボーナスも減額されました。

早急に、国立病院機構並みの引き上げをするよう要求していきます。



団体交渉とは

組合と病院側との話し合いにより現状を訴え、改善するよう要求するものです。

病院側は要求書を受け、組合と交渉に応じることが法律で義務付けられています。

(労組法第7条第2号)

組合の力が大きくなることは働く側の交渉力が大きくなり、労働条件や待遇の改善が可能になります。自分のため、働きやすい、働きがいのある職場づくりのため、組合に加入しましょう。

組合加入申し込みは

氏名 所属 連絡先 生年月日 を記入し
組合事務所まで 宝町13-1 医学系F棟
Eメール 4bunka.i@med.kanazawa-u.ac.jp
電話 262-6009 または、組合役員へ